

和歌山県立医科大学共同利用施設管理運営規程

制 定 平成18年4月1日

最終改正 平成31年4月1日和医大規程第14-4号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則(平成18年4月1日和医大規則第4号)第24条に定めるラジオ・アイソトープ実験施設、中央研究機器施設、動物実験施設(以下「共同利用施設」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(共同利用施設長)

第2条 共同利用施設の効率的な運営と有効利用を図るため共同利用施設長(以下「施設長」という。)及び共同利用施設副施設長(以下「副施設長」という。)を置く。

- 2 施設長及び副施設長は、本学の教員のうちから学長が選任する。
- 3 施設長及び副施設長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(施設管理者)

第3条 施設長の職務を補助するため、各施設に下記のとおり管理者を置く。

- (1) 施設長が選任するラジオ・アイソトープ実験施設の教員
- (2) 施設長が選任する中央研究機器施設の教員
- (3) 施設長が選任する動物実験施設の教員

(共同利用施設管理運営委員会)

第4条 共同利用施設の管理及び運営について審議するため、共同利用施設管理運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 各施設の管理及び運営に関する事。
- (2) 各施設の整備に関する事。
- (3) 各施設の整備、機器等の利用に関する事。
- (4) その他、必要と認める事。

(組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 施設長
- (2) 副施設長
- (3) 共同利用施設の各施設の管理者 3人
- (4) 本学医学部及び保健看護学部の教員 15人程度

(5) 研究推進課長

(6) 施設管理課長

2 委員長は、施設長の職のある者をもって充てる。

3 副委員長は、副施設長の職にある者をもって充てる。

4 第1項第4号に掲げる委員は、本学教員のうちから施設長の推薦により、学長が指名する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第7条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。また、任期途中で新たに委員を指名したときの委員の任期は、他の委員の在任期間と同じとする。ただし、任期中に委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(運用部会)

第10条 委員会は、施設の効率的な運営を図るため、運用部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、研究推進課において行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 和歌山県立医科大学医学部共同利用施設管理運営規程（昭和60年11月19日和医大規程第5号）は、廃止する。

3 和歌山県立医科大学医学部ラジオアイソトープ実験施設管理運営委員会規程（平成11年4月21日和医大規程第62号）は、廃止する。

4 和歌山県立医科大学医学部中央研究機器施設管理運営規程（平成11年5月11日和医大規程第28号）は、廃止する。

5 和歌山県立医科大学医学部動物実験施設管理運営規程（平成10年12月15日和医大規程

第16号) は、廃止する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。